

## 市長の交際費執行状況の市ホームページ掲載基準

### 1. 趣旨

市政運営の透明性を高めることを目的に、市長の交際費執行状況を市ホームページに掲載し、その掲載基準を次のとおり定めます。

### 2. 掲載内容

市長・副市長が出席した行事等（代理出席したものも含む）で交際費支出を伴ったものについて、次の項目を掲載します。

#### (1) 支出日

#### (2) 支出件名

#### (3) 支出区分

- ・慶弔費 祝賀会、記念式典、行事等の慶事に係る経費及び香典、生花等の弔事に係る経費
- ・渉外費 各種団体や有識者等への訪問、受入、折衝の際の土産、記念品、交流会等に係る経費
- ・賛助費 各種団体の活動趣旨に賛同し支出するもの及びその総会、懇談会等各種会議に係る経費
- ・餞別見舞費 文化・スポーツ関係者等の激励に関する経費及び市政関係者等の病気、災害、事故等の見舞いに関する経費
- ・その他 上記以外の場合で市長が特に支出する必要があると認めた場合の経費

#### (4) 種別

- ・支出区分における種類（会費等は、懇談会等への出席に要する経費で、会費相当の贈答品を含む）

#### (5) 支出金額

### 3. 掲載時期

執行状況は月締めで、翌月末頃を目途に当該月分をまとめて掲載します。

### 4. 掲載期間

5年

### 5. 備考

本市では市情報公開条例により、市長の交際費執行状況の情報公開請求があった場合、相手方氏名は原則公開しています。ただし、市ホームページの掲載については、個人に関する情報に特別の配慮を必要とする場合、相手方氏名は公表しません。

この掲載基準は、社会経済状況の変化等に留意し、必要に応じて適宜見直しを行います。

### 附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。